

1

感染防止対策

- ▶ 県から一律に感染防止対策を求めません
 - ・個人の判断による自主的な対策の実施

※「三重県指針」や「イベントの開催基準等」は廃止

2

外出自粛

- ▶ 法律に基づく外出自粛要請がなくなります
 - ・発症後5日間は外出を控えることを推奨

※発症後10日間はマスクの着用を推奨
※保健所による健康観察も終了

3

患者の特定

- ▶ 患者の特定（届出・登録）がなくなります
 - ・「検査キット配布・陽性者登録センター」を廃止

※医療機関から県への患者の発生届も廃止
※濃厚接触者の特定も終了（外出自粛要請も無し）

4

全数把握
・公表

- ▶ 新規感染者数の全数把握と毎日の公表がなくなります
 - ・定点医療機関からの報告により感染動向を把握

※感染状況の公表は1週間に1回となります

5

外来体制

- ▶ 幅広い医療機関での診療対応を目指します
 - ・県のホームページに「外来対応医療機関」を掲載

※県から必要な設備整備等を支援

6

公費支援

- ▶ 治療費が自己負担になります（一部を除く）
 - （外来）新型コロナの治療薬を除き、公費支援を終了
 - （入院）高額療養費制度の自己負担限度額から原則2万円*を減額

（＊）年齢や所得によって変動

7

無料検査

- ▶ 無料検査事業（薬局・医療機関）を終了します
 - ・自分で抗原定性検査キットを購入して検査

8

宿泊療養施設

- ▶ 宿泊療養施設の運用を終了します

9

療養者支援

- ▶ パルスオキシメーターの貸与を終了します

※食料支援は3月末で終了済み

10

療養期間
通知書

- ▶ 療養期間通知書の発行を終了します（5/19受付終了）
 - ・必要時は、医療機関等で発行された検査結果がわかる書類等で代替

相談窓口

- 「受診・相談センター」等は継続します
 - ・発症時や体調急変時の相談窓口は継続